

えひめ愛フード推進機構広告宣伝物等提供要領

(趣旨)

第1条 この要領は、えひめ愛フード推進機構（以下「機構」という。）が作成した別表に定める広告宣伝物及び包装資材（以下「広告宣伝物等」という。）を第三者に提供する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承諾の基準)

第2条 広告宣伝物等の提供に係る承諾の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 広告宣伝物等のうち、「みきゃん段ボール」及び「みきゃんスタンドパック」については、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売において使用する場合。
- (2) 県産農林水産物の消費及び販売の拡大を推進する趣旨に賛同し、広報において使用する場合。

(申請手続)

第3条 広告宣伝物等の提供を受けようとする者は、えひめ愛フード推進機構広告宣伝物等提供申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、提出があった申請書を審査し、第2条に規定する基準に該当することを確認し、かつ機構、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、提供を承諾し、えひめ愛フード推進機構広告宣伝物等提供承諾書（様式第2号）を交付するものとする。

(みなし承諾)

第4条 次に掲げる団体が「みきゃん段ボール」を使用する場合、第3条に規定する承諾を受けたものとみなす。ただし、第2条に規定する承諾の基準を遵守しなければならない。

- (1) 愛媛県農業協同組合中央会
- (2) 全国農業協同組合連合会愛媛県本部
- (3) 愛媛県酪農業協同組合連合会
- (4) 愛媛県森林組合連合会
- (5) 愛媛県漁業協同組合連合会
- (6) 第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる団体の会員である連合会、協同組合及びその組合員（系統出荷の場合に限る。）
- (7) 第4号に掲げる団体の会員である森林組合及びその組合員（系統出荷の場合に限る。）
- (8) 第2号及び第5号に掲げる団体の全額出資に係る会社
- (9) 前8号に掲げる団体が事務局を務める人格のない任意の組織

(提供に係る費用負担)

第5条 申請者（第4条に掲げる者を除く。）は、広告宣伝物等の提供を受けるに当たって、別表に定める印刷代等作成費用を負担するものとする。

(報告及び調査等)

第6条 機構は、必要があると認めるときは、広告宣伝物等の提供を受けた者に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

(承認の取消し)

第7条 機構は、広告宣伝物等の提供を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたと

きは、承諾を取り消し、提供した広告宣伝物等の返還を求め、公表することができる。この場合において、承諾を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も機構に請求できないものとする。

- (1) 承諾を受けた用途以外で広告宣伝物等を不正に使用したとき。
- (2) 機構から提供された広告宣伝物等を転売したとき又は転売しようとしたとき。
- (3) 承諾を受けた者が、機構、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させたとき、又は失墜させるおそれがあるとき。
- (4) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (5) その他広告宣伝物等の提供承諾を行う趣旨に反する行為をしたとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、機構が決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月19日から施行する。
- 2 みきゃん段ボール使用承認要領（平成28年10月31日施行）、みきゃん段ボール頒布等に係る取扱要領及びえひめ愛フード推進機構作成ポスター取扱要領を廃止する。

別表（第1条関係）

広告宣伝物等一覧

区 分	作成費用（単価）
みきやん段ボール	100円
みきやんスタンドパック	15円
PRのぼり（「愛がある」、白）	700円
PRのぼり（「地産地消の日」）	700円

えひめ愛フード推進機構広告宣伝物等提供申請書

年 月 日

えひめ愛フード推進機構 事務局長 様

住所
申請者
氏名

印

えひめ愛フード推進機構作成の広告宣伝物等について、えひめ愛フード推進機構
広告宣伝物等提供要領第3条の規定に基づき、裏面の内容に同意のうえ、次のとお
り提供いただきたく申請します。

広告宣伝物	
希望数量	
主な使用方法 及び使用場所	
連絡先 〔電話番号〕 Eメール	
担当者 職氏名	

[同意事項]

○広告宣伝物等の提供を受けることができるのは、次の規定のいずれかに該当する場合とする。

- ①広告宣伝物等のうち、「みきゃん段ボール」及び「みきゃんスタンドパック」については、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売において使用する場合。
- ②県産農林水産物の消費及び販売の拡大を推進する趣旨に賛同し、広報において使用する場合。

○えひめ愛フード推進機構は、必要があると認めるときは、広告宣伝物等の提供を受けた者に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

○えひめ愛フード推進機構は、広告宣伝物等の提供を受けた者が次の規定のいずれかに該当すると認めるときは、承諾を取り消し、提供した広告宣伝物等の返還を求め、公表することができる。この場合において、承諾を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も機構に請求できないものとする。

- ①承諾を受けた用途以外で広告宣伝物等を不正に使用したとき。
- ②えひめ愛フード推進機構から提供された広告宣伝物等を転売したとき又は転売しようとしたとき。
- ③承諾を受けた者が、えひめ愛フード推進機構、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させたとき、又は失墜させるおそれがあるとき。
- ④正当な理由がなく、えひめ愛フード推進機構による調査等を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- ⑤その他広告宣伝物等の提供承諾を行う趣旨に反する行為をしたとき。

え愛第 号
年 月 日

えひめ愛フード推進機構広告宣伝物等提供承諾書

様

えひめ愛フード推進機構事務局長

年 月 日付で申請のあった広告宣伝物等の提供について、えひめ愛フード推進機構広告宣伝物等提供要領第3条の規定により、承諾したので通知します。